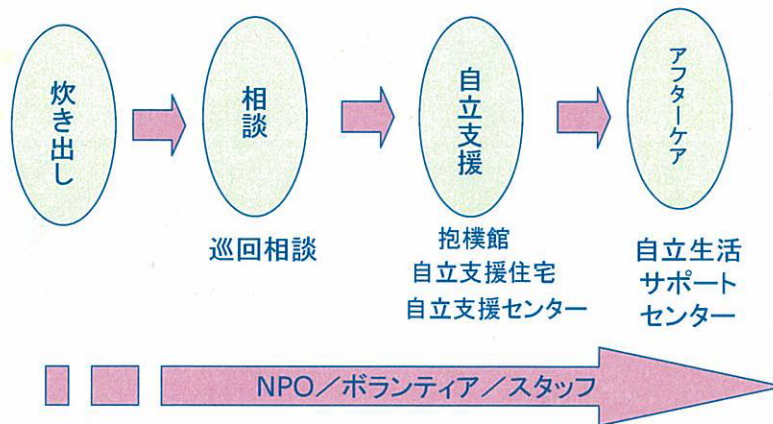


2010年3月16日

## NPO法人北九州ホームレス支援機構

【各ステージ別ケアメニュー】一覧

### トータルサポート 「出会い」から「看取り」まで 四つの働き



「炊き出し」から「自立後の生活支援」まで1つの団体(同じ顔)が実施



信頼関係の構築・情報の共有

#### <1. 炊き出し>

炊き出しは「食」の提供によりいのちを守ることにとどまらず、相談から自立支援への入口として重要な意味を持っています。また、「炊き出し」から「自立後の生活支援」までを1つの団体(同じ顔)が実施することにより、信頼関係の構築に寄与し、情報の共有化により円滑に支援することが可能となります。

- ・ 炊き出し 年間31回  
北九州市内8ヶ所、下関市内1ヶ所パトロール
- ・ 衣料、薬等の配布
- ・ 散髪
- ・ 入浴支援
- ・ 情報提供 (ホームレスを対象としたリーフレット「かわら版」の発行)

## <2. 相談>

「炊き出し」で出会い、「相談」へとつながり、次のステップ「自立支援」へと発展します。

### ●健康相談

- ・ 健康相談，病院受診支援（紹介状作成、病院との連携）
- ・ 入院，見舞い支援（入院日用品支援、病院との連携）
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 各種依存症治療のための受診支援

### ●各種制度の利用

- ・ 年金相談（社会保険庁への連絡、年金受給の確認・助言）
- ・ 生活保護相談（福祉事務所同行、CWとの連携）
- ・ 他法活用支援（ハローワーク・社会福祉協議会等への連絡・同行）
- ・ 雇用保険受給のための相談（事業主への連絡、労働基準監督署との連携）

### ●多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会，弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携

### ●関係性の回復・創造支援

- ・ 家族問題の相談（家族への連絡・相談）
- ・ 帰郷相談（家族への連絡・相談）

### ●就職相談・就職支援

- ・ 就職相談（ハローワーク同行、求職活動への助言）
- ・ 無料職業相談事業（企業への紹介・連携）

### ●住居に関する相談支援

- ・ 住宅相談（物件の紹介、不動産業者との連携、）
- ・ 保証人の相談（保証人バンクの紹介）
- ・ 自立支援のための中間施設をはじめ、各種施設入居支援（施設の紹介、説明、コーディネート）

### ●人権に関する相談

- ・ 人権侵害に対する権利回復への取り組み
- ・ 襲撃への対応（申し入れ、交渉、警察対応等）
- ・ 犯罪対応（警察対応、必要資金の支援）
- ・ 司法書士会、弁護士会との連携

### < 3. 自立支援 >

自立支援施設は、原則6カ月程度滞在できる中間施設です。この間に、必要となるさまざまなケアを実施し、就労や地域生活が円滑に行えるよう「ケア」を実施します。

#### ● 中間施設の設立・運営

- ・ 自立支援住宅の運営（高齢者中心）
- ・ 抱樸館の運営（高齢者＋稼働年齢層）
- ・ ホームレス自立支援センター北九州の運営（稼働年齢層中心）

#### ● 身分証明書の取得支援

- ・ 住民異動
- ・ 住所設定（戸籍謄本、戸籍の附表の取り寄せ）
- ・ 住民基本台帳カードの取得支援
- ・ 銀行口座開設、通帳の作成、再発行支援
- ・ 各種身分証の作成、再発行支援

#### ● 健康相談

- ・ 健康相談、病院受診支援
- ・ 各種依存症治療のための受診支援（断酒の意思の醸成）
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 入院、見舞い支援（入院日用品支援、医師、看護師との連携）
- ・ 服薬管理支援
- ・ 健康保険取得のための支援
- ・ 依存症セミナー
- ・ 断酒ミーティング
- ・ 生活習慣病セミナー（病気の予防支援）

#### ● 就職相談・就職支援

- ・ 技能講習（日雇労働者等技能講習事業・雇用保険の教育訓練制度・生業扶助の利用）
- ・ 就職準備支援（履歴書の書き方、面接の練習。スーツの貸し出し）
- ・ 無料職業紹介事業
- ・ ハローワークとの連携
- ・ 就職後相談、再就職支援、転職支援
- ・ 労務問題に関する相談支援（労働基準監督省、社会保険労務士との連携）
- ・ 労務問題についてのセミナー
- ・ 雇用保険受給のための相談支援
- ・ 仕事の開拓

●多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会，弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携
- ・ 多重債務セミナー

●障がい（身体・知的・精神・発達）者支援

- ・ 障害者手帳取得支援
- ・ 福祉的就労（作業所など）に関する相談支援、コーディネート
- ・ グループホーム等福祉施設の利用のための相談支援、コーディネート
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）
- ・ その他福祉制度利用のための相談支援

●金銭管理

- ・ 権利擁護利用のための相談支援
- ・ NPOによる金銭管理、貴重品管理（本人と書面による契約に基づく）

●各種制度の利用

- ・ 福祉事務所との連携
- ・ 年金受給のための支援
- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 他法活用支援

●関係性の回復・創造支援

- ・ 家族問題の相談支援
- ・ ボランティアや地域の方との交流会
- ・ 体操プログラム
- ・ 音楽プログラム
- ・ 読み聞かせプログラム
- ・ 料理教室
- ・ 銭湯プログラム
- ・ 映画プログラム
- ・ 入居式，出発式

●中間施設からの居宅設定支援

- ・ 低廉な家賃の転居先紹介
- ・ 不動産業者との連携（自立支援不動産業者の会）
- ・ 引越し，買い物支援
- ・ 住所異動支援

## < 4. アフターケア >

地域生活の安定のため、転居後も定期的な「ケア」が必要となります。この「ケア」により、北九州ホームレス支援機構の支援を受けて自立をした方の自立継続率は90%以上を維持しています。

### ● 就職相談・就職支援

- ・ 就労継続のための相談、支援
- ・ 再就職支援
- ・ 雇用保険受給のための相談支援
- ・ 労務相談（労働基準監督署、社会保険労務士との連携）

### ● 健康支援

- ・ 依存症治療継続のための支援
- ・ 服薬管理支援
- ・ 健康保険取得のための支援
- ・ 依存症セミナー
- ・ 断酒ミーティング
- ・ こころの病相談（精神科受診支援）
- ・ 入院、見舞い支援（入院日用品支援、医師、看護師との連携）

### ● 地域生活持続のための支援

- ・ 新しい環境への適応支援
- ・ 定期的な訪問、見守り支援（バースデーコール）
- ・ 家族関係の回復支援
- ・ なかまの会（互助会）の運営

### ● 各種制度の利用

- ・ 福祉事務所との連携
- ・ 年金受給のための支援
- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 他法活用支援

### ● 多重債務の相談

- ・ 法律相談会の実施
- ・ 司法書士会、弁護士会との連携
- ・ 生活再生相談室（グリーンコープ）との連携
- ・ 多重債務セミナー

●金銭管理

- ・ 権利擁護利用のための相談支援
- ・ NPOによる金銭管理、貴重品管理（本人と書面による契約に基づく）

●障がい（身体・知的・精神・発達）者支援

- ・ 障害者手帳取得支援
- ・ 福祉的就労（作業所など）に関する相談支援、コーディネート
- ・ グループホーム等福祉施設の利用のための相談支援、コーディネート
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）
- ・ その他福祉制度利用のための相談支援

●高齢者支援

- ・ 介護保険利用のための支援
- ・ 権利擁護利用のための相談支援（金銭管理支援）

●看取り支援

- ・ 家族関係の回復支援
- ・ ターミナルケア
- ・ 葬儀

＜主要ケア利用者一覧＞

| 項目    | メニュー詳細      | 利用者数     | 備考  |
|-------|-------------|----------|-----|
| 就労    | 就労支援        | 平均35名/月  |     |
| 金銭管理  | 権利擁護事業      | 平均35名/月  |     |
| 〃     | NPOによる金銭管理  | 平均200名/月 |     |
| 健康支援  | 病院受診同行支援    | 平均60名/月  |     |
| 〃     | 入院中の支援・見舞い等 | 平均30名/月  |     |
| 〃     | 介護保険利用      | 平均60名/月  | 注1) |
| 法律    | 多重債務相談      | 平均10名/月  | 注2) |
| 障がい福祉 | 療育手帳取得      | 約150名    | 注3) |

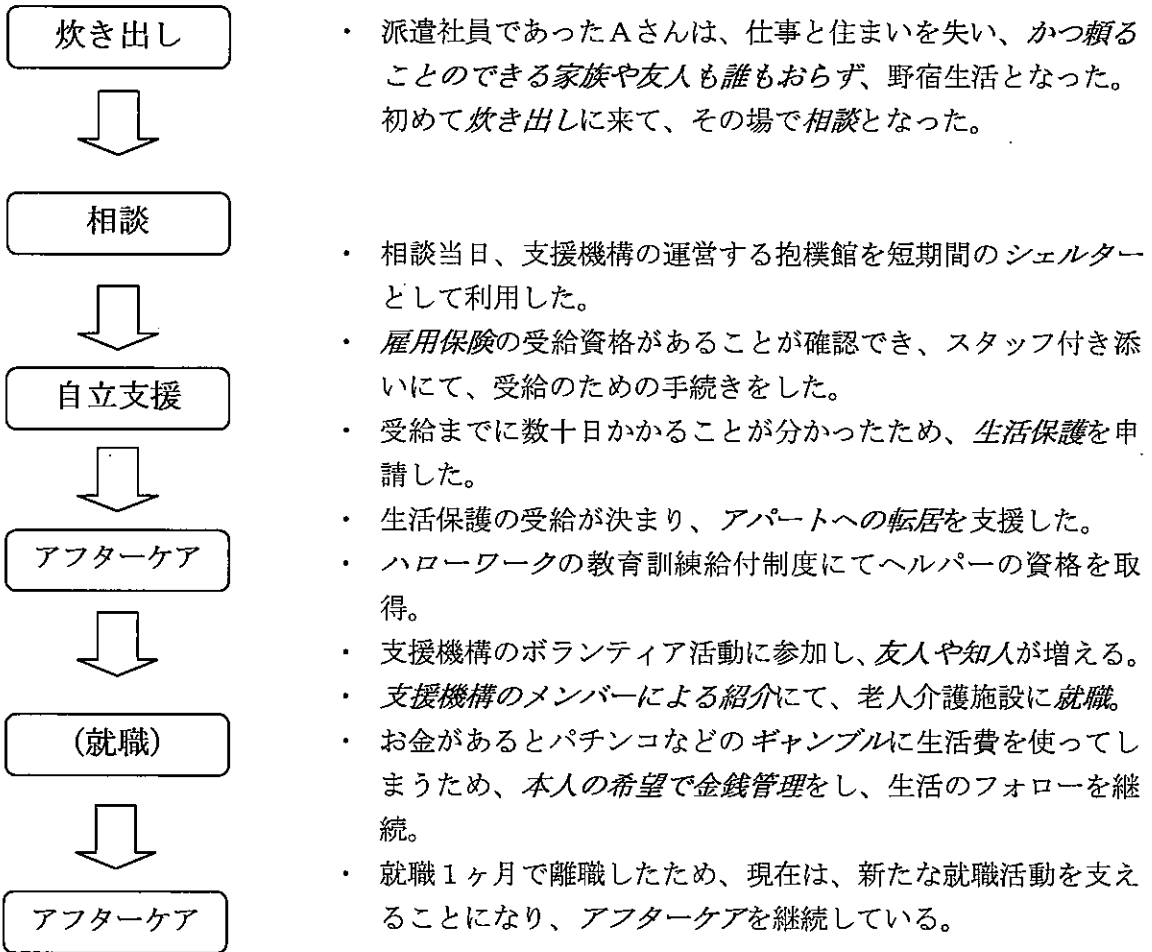
注1) 今後、さらに増加が見込まれる。

注2) 現在のところ、受けた相談は100%解決可能。

注3) ホームレス自立支援センター北九州退所者の約30%を占める。

## <炊き出しから相談・自立・アフターケアの流れ>

### （1）30歳 Aさん（男性）の場合





（2）67歳 Bさん（男性）の場合

炊き出し



相談



自立支援



（ アフターケア ）

- ・ 日雇い労働者であったBさんは、野宿生活となって5年経過していた。アルミ缶回収などでなんとか生計を立てていたが、高齢とアルミ缶価格の下落により生活の維持ができなくなり、以前から通っていた炊き出しにて、今後の生活の相談があった。
- ・ 生活保護について、生活保護による居宅設定について、抱樸館（中間施設・生活保護の利用）の説明をしたところ、抱樸館の入居を希望し、書面による契約を交わし、入居となった。
- ・ 病院を受診したところ、高血圧と糖尿病を患っていることが分かり、治療を開始。しかし、本人は服薬を忘れてしまうため、本人と話し合ったところ、本人から服薬管理をしてほしいと依頼され、服薬支援を開始した。
- ・ 高血圧と糖尿病は服薬と食事療法により改善が見られたが、もの忘れが疑われたため、スタッフ同行にて精神科を受診したところ認知症の初期症状との診断があった。
- ・ 主治医の勧めもあり、介護保険を申請したところ、要支援1との認定が下りた。
- ・ ヘルパーを利用することになったが、週に3回の利用が限度であったため、服薬管理は続けて抱樸館にて継続することになった。
- ・ 金銭管理について本人と話し合うと、大きなお金は持っているとの希望があり、地域福祉権利擁護事業の申し込みをするが、認知症の症状が軽いとの判断で却下されたため、書面にて本人と契約を交わし、抱樸館にて金銭管理を行うことになった。
- ・ 抱樸館スタッフ、ケースワーカー、ケアマネージャーにてBさんの今後の生活についてケース検討を行った。単身でのアパート暮らしは勧められず、かつ本人も単身居宅を希望していないため、施設など見守りのあるところを探すことになった。しかし近隣の施設はどこも空きがなく、抱樸館にて入所待ちの状態が続いている。また、施設からは保証人を求められているため、支援機構の保証人バンクを利用する予定としている。
- ・ 今後、施設に入所することになっても、Bさんには身寄りがないため、定期的に訪問して支えることにしている。